

郵送による戸籍等の請求方法

※ 次のA, B, C, Dをそろえてご請求下さい。

A. 申請書（請求書）

B. 手数料

郵便局発行の「定額小為替」（又は「普通為替」）をご利用下さい。

切手ではお受けできません。

手数料（戸籍の附票、身分証明書等）は各市町村により異なりますので、本籍地の役所にお問い合わせ下さい。

※戸籍は、婚姻や改製などで新しく作りかえることがあるので、出生～死亡までの戸籍が必要な場合など通数が分からないときは、少し多めに入れて下さい。1通では必要な内容が記載されていない場合があります。

☆料金の目安・・・出生～死亡→3000円 / 出生から婚姻→1500円

◆戸籍の通数は個人個人が異なりますので、上記の料金はあくまでも目安として下さい。

◆料金が不足する場合は、連絡します。追加料金が到着してから発行となります。

C. 本人確認書類

官公署発行の顔写真付証明書の写しを添付して下さい。

例：運転免許証・顔写真付きの住民基本カード等

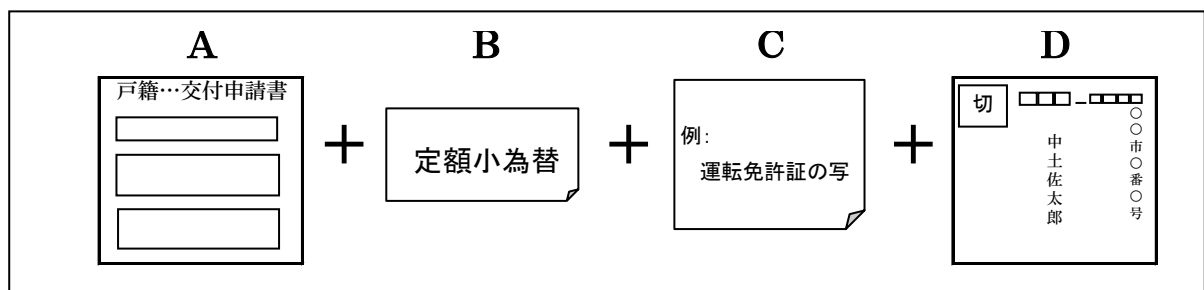
その他の場合は**2種類**の写しを添付して下さい。

例：健康保険証・年金手帳等

D. 返信用封筒

あなたの住所・氏名を書いて切手を貼って下さい。（送付先は請求者の住民登録地になります）
請求枚数が多い場合は、切手を余分に同封して下さい。

（不着等があった場合に普通郵便では再交付しかねますので、簡易書留＋郵便料での返信をおすすめします。）



(宛先)

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1

中土佐町役場 町民環境課 戸籍係

(TEL 0889-52-2213)

〒789-1302

高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2767-2

中土佐町役場 上ノ加江支所

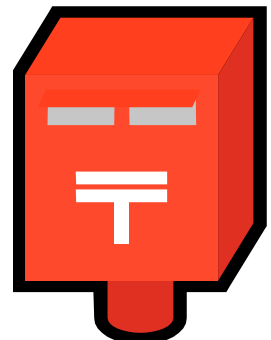
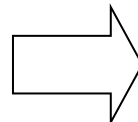
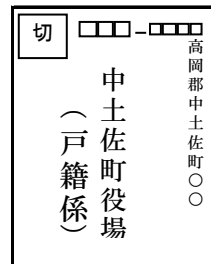
(TEL 0889-54-0311)

〒789-1401

高知県高岡郡中土佐町大野見吉野12

中土佐町役場 大野見振興局 地域振興課

(TEL 0889-57-2021)



<お願い>

- ☆ 代理人が請求する場合、代理人の本人確認書類の写しを同封して下さい。また、請求する書類や請求者との関係によっては、委任状が必要となります。
- ☆ 郵送請求の場合は配達の日数と役所の処理日が必要です。日数に余裕を持って請求をして下さい。
- ☆ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。